

2024. 1  
通巻 第165号

# えひめ 社労士会だより

C e r t i f i e d   S o c i a l   I n s u r a n c e   L a b o r   C o n s u l t a n t



石鎚山（西条市）

contents

- 新年のご挨拶 1
- 理事会だより／委員会だより／支部だより／中国・四国地域協議会の動き 6
- 第7回マツヤマお城下りレーマラソンに参加して 7
- 第1回必須研修を受講して 8
- 「ビジネスと人権」と社労士の役割研修（上級編）～JTFガイドライン対応～を受講して 9
- 令和5年度第2回必須研修会に参加してみよう 10
- 愛媛社労士会ソフトボールチーム部員募集 11
- 新入会員紹介 12



愛媛県社会保険労務士会



## 新年のご挨拶

愛媛県社会保険労務士会  
会 長 中 井 康 策

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスの5類移行に伴い行動制限が緩和され、日常生活に活気を取り戻した1年となりました。中でも3月に開催されたWBC（ワールド・ベースボール・クラシック）では、大谷翔平選手を擁する侍ジャパンが14年ぶりの世界一に輝き、国中が熱狂に包まれました。

一方で、国内経済は物価高に見舞われ、ガソリン、食料品、日用品などの値上げが相次いだため、政府は、これら物価高への対策を柱とする数々の経済対策を打ち出し、本年春から夏にかけては企業に対し賃上げを強化する施策の実施が予定されており、人（労働者）に関するサポートを業域とする我々社労士の役割も益々重要だと改めて感じているところです。関与先の従業員の賃金引上げや処遇改善の実現に向けて、新制度の周知や支援策の情報提供等、企業のバックアップに努めてまいりたいと存じます。

さて、本年10月より「国家資格等情報連携・活用システム」が運用開始となり、同時に会員マイページの構築・運用も始まり、これにより会員情報（研修記録等）が一元管理されることとなります。全国社会保険労務士会連合会（連合会）では、デジタル化の加速に対応すべく、情報セキュリティ対策として、SRPⅡ認証制度のさらなる普及促進やIT-BCP（情報システム運用継続計画）の実施に向けた研修が計画されています。会員の皆様には、本年も引き続きデジタル推進へのご理解とご協力をお願いいたします。

また、愛媛県社会保険労務士会（本会）が一昨年から実施してきた「企業主導型保育施設における労務監査業務」は、県内40施設の監査を無事に終え、「労務監査業務の専門家が社労士である」ことを広く社会にアピールすることができました。ご協力いただいた会員の皆様に深く感謝の意を表します。

昨年は社会保険労務士法制定55周年の年で、本会では、記念ゴルフコンペ、海岸清掃ボランティアなどの記念事業を実施してまいりました。そして、来たる2月22日に連合会長表彰、大概連合会名誉会長による記念講演、大懇親会を開催いたします。記念事業実行委員会のメンバーの皆様のこれまでのご尽力に心から御礼を申し上げるとともに、より多くの会員の皆様ご参集の下で、55周年を盛大に祝えることを切に願っています。

終わりに、本年が本会と会員の皆様にとって実り多き一年となりますことをご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



## 新年のご挨拶

愛媛県知事  
中村時広

明けましておめでとうございます。

令和6年の年頭に当たり、謹んで新春のお喜びを申し上げます。

愛媛県社会保険労務士会の皆様方には、日頃から、人事・労務管理に関する専門家として、労使間で生じたトラブルの解決、事業主への経営・労務に関する助言など、労働者福祉の向上や県内企業の健全な発展に多大な御貢献を賜りますとともに、働き方改革に取り組む企業・事業者を適切に支えていただいております。深く敬意と感謝の意を表します。

御案内のとおり、我が国の景気は緩やかな回復を続けておりますが、エネルギー・原材料価格の高騰による生産コストの増加や少子高齢化・人口減少にともなう働き手の不足、賃金の伸びを上回る物価の上昇などが、私たちの暮らしと経済の前に立ちふさがっております。また、今年4月からは、ドライバーや建設業、医師の方々に時間外労働の上限規制の適用が開始されることとなり、労働環境の改善が期待されていますが、企業の受注や労働者の収入の減少、サービスの低下なども懸念され、企業・事業者と行政が力を合わせて、誰もがいきいきと働くことができる社会を構築することがますます重要になっていきます。

こうした中、県では、社会保険労務士の皆様の御協力を賜り、昨年9月から「えひめ業務改善応援事業」を開始し、業務改善など生産性の向上と積極的な賃上げに取り組む中小企業等を支援しているところです。加えて、企業の多様な働き方、業務の効率化等の実現を目指し、働き方改革のワンストップ支援拠点である「働ナビえひめ」において、窓口相談やプッシュ型の個別訪問相談、県内における優良・先進事例のPRといったさまざまなサポートを展開するなど、労働環境の整備・改善につながる各種施策に全力を注いでおります。

更に、女性活躍と、仕事と子育ての両立に前向きな企業を後押しするため、奨励金を創設した新たな「ひめボス宣言事業所認証制度」の申請を昨年8月からスタートし、これまで140をこえる事業所を認証させていただきましたほか、県が率先して職員の意識改革や育休を取得しやすい職場づくりを推し進め、「男性の育児休業取得率100%」の実現に向けた機運の醸成を図っています。

こうした施策を円滑に推進するためには、労務管理のエキスパートである社会保険労務士の皆様の御協力が不可欠でありますことから、引き続き、企業と労働者の懸け橋として、本県企業の健全な発展と労働者福祉の増進にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、愛媛県社会保険労務士会のますますの御発展、並びに会員の皆様方の今年一年の御健勝、御多幸を心からお祈り申し上げます。



## 新年のご挨拶

全国社会保険労務士会連合会  
会長 大野 実

中井会長はじめ愛媛県社会保険労務士の会員の皆様におかれましては、健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素から連合会の事業にご理解、ご協力をいただいておりますことに心より御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが第5類に移行し、経済活動が回復に向かう一方、世界各地での武力衝突などの影響を受け、世界経済が安定を欠く中、政府は、日本経済の新たなステージに向け、物価高から国民を守り、構造的な賃上げを実現するとともに、国内投資を促進していくための総合的な経済政策を策定・実行し「新しい資本主義」の実現に向けた取組みをさらに加速することとしています。

我々社労士にとって、昨年は、社労士制度創設55周年という節目の年でした。改めて社労士制度の原点に立ち返り、社労士業務を通じて、「人を大切にする企業」づくりを支援し、「人を大切にする社会」の実現を目指していくというコーポレートメッセージに掲げた思いを新たにいたしました。2024年は、次の節目に向けて、会員の皆様と新たにスタートを切る一年にしたいと考えております。

いよいよ本年4月1日より、医師、建設業、自動車運転業への時間外労働の上限規制適用が開始されます。我々社労士は、労務管理の専門家として、働く人の全てが働きがいをもち、いきいきと働くことができるよう、経営者に寄り添い、適正な職場環境づくりを支援しなければなりません。

また、近年の人工知能（AI）やロボット技術の進化により、労働環境が劇的に変化する中で、企業においては、生産性の向上を目指す一方、新たに生じるコンプライアンスやリスクマネジメントの問題についても対応が求められます。我々社労士は、こうした経営者の皆様から寄せられる相談に応じ、その取組みを支援しなくてはなりません。

連合会では、これらの新たな課題について会員の皆様の活動を支援するため取組みをはじめ、研修や広報、社会貢献に関する取組みなど、一つ一つ確実に実行してまいります。

さらに、国民の負託に応え、更なる社会的地位の向上を図るため、使命規定の創設をはじめとする社労士法の改正について、全国社会保険労務士政治連盟と連携して実現してまいります。

結びに、会員の皆様におかれましては、引き続き連合会の事業にご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、本年が皆様にとって実り多き一年になりますことを祈念申し上げ、ご挨拶といたします。



## 新年のご挨拶

四国厚生支局長  
榎本 芳人

令和6年の新年を迎えるに当たり、謹んでお慶び申し上げます。

愛媛県社会保険労務士会及び会員の皆様におかれましては、日頃から年金・医療保険を初めとする厚生労働省所管の事業へのご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、現在、社会保障審議会年金部会において、次期年金制度改革に向けた検討が行われています。昨年5月30日の第4回社会保障審議会年金部会において示された「次期制度改革に向けた主な検討事項(案)」においては、①総論的な事項、②現役期と年金制度の関わり、③家族と年金制度の関わり、④その他の高齢期と年金制度の関わり、の4つに沿って検討事項が提示されています。そして、同じく示された「年金部会における議論の進め方(案)」によると、令和6年末の取りまとめに向けて様々な議論が行われていくことになっています。

また、医療保険については、令和6年度診療報酬改定に向けた議論が行われているところです。令和5年12月11日に社会保障審議会医療部会及び医療保険部会において決定された「令和6年度診療報酬改定の基本方針」においては、改定の基本的視点と具体的方向性として、(1) 現下の雇用情勢も踏まえた人材確保・働き方改革等の推進【重点課題】、(2) ポスト2025を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進や医療DXを含めた医療機能の分化・強化、連携の推進、(3) 安心・安全で質の高い医療の推進、(4) 効率化・適正化を通じた医療保険制度の安定性・持続可能性の向上、の4点が提示されています。そして、令和5年12月20日の予算大臣折衝を踏まえ、令和6年度の診療報酬改定率は、診療報酬本体が+0.88%、薬価等が-1.00%となりました。

このように、年金制度の改正や診療報酬改定が行われようとしている中で、社会保険・労働保険に関する専門家であります社会保険労務士の皆様の役割は、ますます重要となってきております。引き続き、適正な適用・徴収業務の実施や街角の年金相談センターの年金相談事務の一層の推進等のため、ご支援・ご協力をお願いしますとともに、年金・医療保険に関する制度改革の周知等についても、従来以上に格別のご協力をお願いしたいと考えております。

今後も引き続き、年金・医療保険を初めとする厚生労働省所管の事業の推進のため、更なるご尽力とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、愛媛県社会保険労務士会及び会員の皆様の益々のご発展とご活躍をお祈り申し上げます。新年を迎えての挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶

厚生労働省 愛媛労働局長

小宮山 弘樹

令和6年の新春を健やかに迎えのことに、心からお慶び申し上げます。

愛媛県社会保険労務士会並びに会員の皆様には、労働保険の関係事務手続きをはじめ、労働関係法令の周知及び履行確保に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、世界に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵攻はいまだ終息する気配はなく、さらに中東においても軍事的な衝突が起こるなど、世界情勢の先行きは不透明となっています。一方、我が国では、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたこともあり、社会生活は日常を取り戻しつつあり、経済活動も回復基調にあるなど、明るい兆しが見え始めた一年となりました。

少子高齢化が急速に進む我が国において、将来にわたる持続的な経済成長及び労働力を確保することが喫緊の課題となっており、政府及び厚生労働省では多様な働き方を選択でき、一人一人がより良い将来の展望を持てるよう、「働き方改革」の実現に取り組んでいます。そうした中、「働き方改革関連法」の最後の大きな改正事項として、本年4月から時間外労働の上限規制適用猶予事業・業務に対する適用が開始となります。

労働局、監督署では、関係業界団体及び関係機関と連携協力して改正内容の周知、並びに各種助成金の活用など、相談支援に努めておりますので、円滑な施行に向けて会員皆様のご協力をお願いいたします。

また、政府は消費者物価の高騰が続く状況の中、最低賃金及び賃金の引上げに力を入れて取り組んでいるところですが、一方で、就労抑制につながる、いわゆる「年収の壁」問題への対応が喫緊の課題となっています。人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が本人の希望に応じて可能な限り労働参加できる環境を整備するため、労働局では政府が昨年10月に策定した「支援強化パッケージ」に基づいて支援を図ってまいります。非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善の取組を実施した事業主に対して支給するキャリアアップ助成金の周知にご協力をお願いいたします。

さらに、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるように、「同一労働同一賃金の履行確保」も重要となっています。労働局では監督署と雇用均等室が連携して、法に基づく報告徴収を実施し、パートタイム・有期雇用労働法の履行確保を図っておりますので、会員皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、愛媛県社会保険労務士会の益々のご発展と会員皆様のご健勝、ご多幸を心よりお祈り申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。



**理事会だより****[理事会]**

※令和5年11月30日(木) 県会事務局会議室において、第272回理事会を開催した。

**議 題**

- 1 退会した会員の既納入会費の取扱いについて
- 2 電子申請に関する要望・意見集約について
- 3 各委員会・支部の予算等について
- 4 令和6年新春賀詞交歓会の出席者について
- 5 各委員会・支部報告
- 6 その他

**委員会だより****[総務委員会]**

※令和5年10月11日(水) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 前回議事録の確認
- 2 令和5年10月号会報の編集
- 3 令和6年1月号会報の準備
- 4 55周年記念特集対談
- 5 その他 次回開催日

**[財務委員会]**

※令和5年11月24日(金) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 令和5年度上半期予算執行状況について
- 2 その他

**[研修委員会]**

※令和5年11月20日(月) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 令和5年12月15日の研修会について
- 2 新入会員研修について
- 3 労働安全衛生管理研修について
- 4 その他

**[業務監察・広報委員会]**

※令和5年10月12日(木) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 無料相談会の広報状況について、業務侵害に係る広報について、SNS広報について
- 2 その他

**支部だより****[東予支部]**

※令和5年11月2日(木) 東予支部労働関係研修会を開催した。

場 所 レーイグラッツェふじ  
内 容

- 1 新居浜労働基準監督署より、建設業及び自動車運転者の上限規制並びに改善基準告示の改正についての実務取扱い
- 2 複数事業場勤務者への労災保険給付の実務上でのポイント
- 3 新居浜公共職業安定所より、人材開発支援助成金について
- 4 雇用管理（募集・採用）について

※令和5年11月21日(火) 東予支部役員会を開催した。

**場 所**

SAIJO BASE

**内 容**

- 1 令和5年度東予支部厚生事業最終打合せ(12月2日・バス香川方面)
- 2 令和5年度次回東予支部幹事会について(2月)
- 3 その他

**[中予支部]**

※令和5年10月25日(水) 中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室

**内 容**

- 1 厚生事業 会費負担額について
- 2 その他

※令和5年11月24日(金) 第2回中予支部研修会を開催した。

場 所 リジュール松山

**内 容**

- 1 時間外労働上限規制について
- 2 (1)障害者雇用に伴う是正勧告について  
(2)ハローワークインターネットサービスの活用、求人申込に係る現状の実態について
- 3 協会けんぽの健診事業等について
- 4 業務改善助成金の制度拡充について
- 5 令和6年10月改正の社会保険適用拡大、年取の壁への対応策について

**[南予支部]**

※令和5年10月18日(水) 宇和島年金事務所との連絡会議を開催した。

場 所 宇和島年金事務所

**内 容**

- 1 愛媛県社会保険労務士会南予支部からの連絡事項
- 2 日本年金機構宇和島年金事務所からの連絡事項
- 3 その他

**中国・四国地域協議会の動き**

※令和5年10月6日(金)

中国・四国地域協議会フォーラム(広島県開催)

※令和5年11月22日(水)

中国・四国地域協議会(徳島県開催)

**社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内****保険期間**

2023年12月1日午後4時～2024年12月1日午後4時

ご加入にあたっては、申込Webサイトよりお手続きください。申込Webサイトへは(有)エス・アール・サービスHPからアクセスできます。※サイバーリスク保険(特約)も好評販売中!  
毎月中途加入可。毎月1日～25日申込締切・翌月1日補償開始 ※11/1加入のみ10/15締切

**取扱代理店**

有限会社エス・アール・サービス ☎ 03-6225-4873

**引受保険会社**

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社) 広域法人部法人第二課 ☎ 03-3515-4153  
三井住友海上火災保険株式会社(非幹事保険会社)

※この保険は、全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、社会保険労務士開業会員等を被保険者とする団体契約です。詳細は保険約款(WEB約款。東京海上日動火災保険(株)お申込みWebサイトよりご覧ください。)によりますが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

有限会社エス・アール・サービスホームページ <https://www.sr-service.jp>

## 第7回マツヤマお城下りレーマラソンに参加して

中予支部 吉田 泰臣

好天の10月15日、「第7回マツヤマお城下りレーマラソン・職場対抗の部」に、愛媛県社労士会チーム（上甲芳文、中井康策、武田一展、猪羽由秀、小島麻記子、小林政裕、森孝寛、米子真理、渡部博之、吉田泰臣）10名で出場し、全67チーム中54位の3時間44分20秒のタイムで見事完走しました。

総監督の上甲先生が、おやしギャグ？の連発でみんなを終始笑わせてくれたおかげで、肩の力をぬいて、リラックスして走れました。差し入れていただいた大量のコンビニおにぎり、ドリンクがめちゃおいしかったです。

とくに、中井会長と猪羽先生の、まるでカモシカのような颯爽とした走り姿と健脚ぶり！心を奪われました。

私は普段ジム通いしているものの、こうした大会はほぼ未経験。「他の先生たちが、ガチでタイムを狙っていたらどうしよう」と不安で、当日雨が降って中止になることを密かに願っていました。しかし、出場した他の先生方は和気あいあいと、自分のペースで走っていて、お互いしんどい時は走る順番を交代して休んだり、「頑張れー」と声援を送りあったりして、楽しかったです。先生方の人間的な魅力を感じることができました。

今回参加できなかった会員の皆様も、ぜひ一緒に走りましょう。





## 第1回必須研修を受講して

東予支部 藤田 彩織

令和5年10月20日、ホテルマイステイズ松山にて、令和5年度第1回必須研修会が開催されました。テーマは『今、社労士として知っておくべき「ビジネスと人権」の基礎知識』。日常の社労士業務とそれほど関連があるという感覚がなく、だからといって下準備もしないまま、わたしにとって開業して初めての会場での必須研修会でもあり、緊張の始まりとなりました。

まずは専門用語から、そして報道で取り上げられることの多かった芸能事務所を例に説明していただき、これから始まる研修の方向を示してくださいました。

各国で「ビジネスと人権に関する行動計画」が策定され、日本でも2020年に公表されていること、企業が尊重すべき人権は、自社のすべての従業員だけでなく、取引先従業員、その先の先の取引先の従業員の人権であり、企業には今後、人権尊重への取り組みや方針を明確に表明することが求められ、評価の基準になっていくことなど教示していただきました。社会保険に適正に加入させない、残業代を正しく計算していない、協定された時間を超えた長時間労働、不安全不衛生な作業環境など、わたしたちの日常業務に関連する事柄も「ビジネスにおいて尊重すべき人権」を侵害することだったのだとわかりました。

この研修を受講してから「ビジネスと人権」に関する報道や言葉そのものを見聞きする機会が増えた気がします。社会全体として、企業の人権に対する姿勢に敏感になり、消費行動につなげていることの表れと感じます。こうしたタイミングで「ビジネスと人権」の基礎知識を学ぶことができ、とてもありがたかったと思っています。

これから顧問先様と接するうえで、今回の研修で学んだことを生かし、「法律で決められたこと」だけでなく「従業員さんの人権を守りましょう」という姿勢で臨んでいこうと思っています。

最後になりましたが今回の研修を企画運営してくださいました研修委員の先生方、講師の先生方、事務局の皆様、お世話になりました。ありがとうございました。



## 「ビジネスと人権」と社労士の役割研修（上級編） ～JTFガイドライン対応～を受講して

中予支部 小 浦 佳 子

全国社会保険労務士会連合会中国・四国地域協議会主催の研修が、岡山県にて11月17日・18日と開催され参加してきました。参加者は、中四国地域の9県より16名。研修内容は「ビジネスと人権」と「社労士の役割」です。

まず、研修を受けるための要件として「ビジネスと人権」の①初級編eラーニング修了。②上級編eラーニング修了。③到達度テストの合格及び課題の提出が必要でした。研修を受けるまでのこの要件がなかなかのボリュームで、最後の提出課題（ILOeラーニング修了証及びチェックリスト実施レポート）については提出期限ぎりぎりになりました。

皆さんは「ビジネスと人権」というワードを聞いてピンときますか？私は、ふんわりとした知識しかなく、そう言えば、今年1月号「えひめ社労士だより」における大野連合会会長の新年ご挨拶で、ビジネスと人権について連合会が人権方針を策定し、発信したとの記事がありました。でも自分の顧問先のような中小企業にはあまり関係ないよなあ…と思っていました。このくらいの知識でしかありませんでしたが、何とか要件をクリアして、未知の研修に挑みました。



では、この「ビジネスと人権」の研修について少しご紹介させていただきます。

研修は2日間とも対面セッションによるグループワークです。グループの中には「ファシリテーター」としてプレゼンテーションの解説や具体的なアドバイスをくれて導いてくれる役割の人が1人ずつ配置されていました。そして、参加者を3グループに分けて研修が始まりました。

1日目の研修内容は、まず、個人の目標を設定するところから始め、サプライチェーン（原料調達から始まり、製造、在庫管理、物流、販売などを通じて消費者に届くまでの一連の流れ）における人権について意見を出し合い、また企業においてビジネスと人権に取り組む必要性、そして社労士としてどのように関わるのかななどをセッション毎にグループディスカッションし、それぞれのグループが発表し全体で共有しました。

2日目も前日から引き続き緊張と脳をフル活用するグループワークや実践練習が続きました。人権DD（デューデリジェンス…事業活動における人権侵害のリスクを調査・特定し、予防・軽減・是正のために対処すること）の必要性にかかるロールプレイでは、社労士としてのアドバイザーを体験するセッションが組まれていて、他に事業主や労働組合の代表者、また人事担当の労働者、調達部門担当の労働者の役割があり、普段あまり関わらない労働者側の見解等を絞り出して、ディベートしていく。その中で社労士としての役割は、経験や知識からくる対応は当たり前として人間力が試されるものでした。そして、必ず全員が複数回発表の機会が巡ってくる上に、突然指名されることもあるので、気の抜けない時間でした。最後に、個人ワークとグループワークで学んだものを通じて今後、具体的に社労士業に反映する方法を検討して終了しました。2日間全体の研修の中で、新鮮だったものは、グループ毎に全ての個人意見をポストイットに記載してボードに貼り出し、そこからそれぞれの意見を検討し答えに繋げていくということです。どの意見も取りこぼさず、見える化により新しい気付きもあり、伝わり易くまとめ易いなどの利点があるのかと思いました。2日目を終えるころには、壁一面のポストイットが私達の成長を表しているとも思える光景でした。身についた情報で人権DDの必要性について語れるぐらいには、成長したかと思いましたが、この研修は、まだ続きがあります。研修修了後の1週間以内、1ヶ月以内、3ヶ月以内、半年以内、1年以内について自身の取り組み・アクションプランの提出です。ここまで徹底していると、真剣に向き合うしかないことに気付かされました。まだ、十分でない知識の上に経験もゼロに近く、何が出来るかもわからないけど、とりあえず、書き出したアクションプランを一つずつ行動してみようと思います。



突然の指名にアタフタ



ILO駐日関係者・全国社会保険労務士会連合会関係者

中国・四国地域協議会関係者・ファシリテーターの皆さん・受講者の皆さん

研修を振り返って、あるファシリテーターの言葉が頭に残ります。

「ビジネスと人権において社労士の役割は大きい。なぜなら、社労士法第1条目的に、「この法律は、社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適性を図り、もつて労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする。」と示しているように、法令と現場を熟知している社労士がビジネスと人権について制度と目的からしても大きな役割を果たしていく必要がある。」と言われていました。その通りだなあと共感し新たな展開を感じた研修でした。皆さんもこれから「ビジネスと人権」というワードをきっとたくさん聞くことになると思いますし、関わる機会が増えてくると思います。

※参考…月刊社労士2022.12 P2～P5「連合会人権方針を策定」が記載されましたが、全国社会保険労務士会連合会HP・会員専用ページ→BHR推進社労士情報共有ページからも閲覧することができます。ご興味のある方は確認されてみてください。

## 令和5年度第2回必須研修会に参加してみた

中予支部 上川 謙 吾

12月15日、社労士の必須研修会に参加しました。

最初に社労士損害賠償責任保険のサイバーリスク保険（特約）の話聞いてからいよいよメインテーマに。

午前は東京都社会保険労務士の安中繁先生のお話。

テーマは「これからの社労士像」

安中先生の駆け出しのころのモジモジとした様子から、徐々に仕事が増えていった過程のお話。

そして、今の事業の柱や顧客との関わり方、社労士の在り方などを1時間半にわたってお話していただきました。

お昼になり、会場であるホテルの1階に行き、ビュッフェ形式でお昼を頂きました。

講師を交えて、参加者のみなでおしゃべりしながらの食事は本当に楽しいひと時でした。

そして、午後は愛知県社会保険労務士の大津章敬先生も加わり、新木本研修委員長の進行でパネルディスカッション。

いきなり大津先生が進行を取り仕切り始めて新木本委員長の出る番がなかなかやってくれません。

でも、そこに新木本委員長も上手く切り込み進行役を取り返していたので、たいしたものだと思います。

後半は受講者である私たちから、過去や現在顧客先で起こったトラブルをお二人のパネリストに投げかけ、お二人ならどう解決策を導き出すのかというコーナーもあり、かなり盛り上がりを見せました。

東京や名古屋の大都市で、お二人とも従業員数30名を超える社労士事務所の代表者なので、愛媛で細々とやっている私などから見ると天と地ほどの差があるのですが、その話の内容は深く胸に刺さるものがありました。

私自身、この1年を振り返ってみますと、日々の仕事をなんとなくこなし、のんびらりと過ごしてしまったと思っています。

お二人の仕事に対する姿勢、顧客との向き合い方の話を聞いて、心に鞭を打たれたような衝撃でした。

改めて、社労士と言う仕事の大切さと大なる可能性を教えていただき、そして、私自身気持ちを入れ替えなければならないと感じた1日でした。

あの場に参加させていただき、本当にありがとうございました。

以上



## ♪ 愛媛社労士会ソフトボールチーム部員募集 ♪

野球・ソフトボールの経験のある方、また興味がある方、ぜひ、ご参集ください!!!

年に一度、開催される中国・四国地域協議会ソフトボール大会に愛媛県会も参加しており、令和5年度は、岡山県で開催、雨のため、ソフトバレーボール大会となりましたが、大いに盛り上がりました。

愛媛チームは過去3回の優勝経験があり、令和6年度も優勝を目指しています。

ソフトボールに関心がある会員、応援したい会員はぜひ、事務局まで、ご連絡ください。

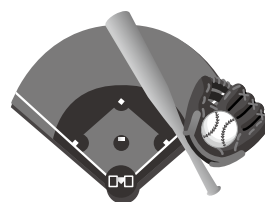
大会当日は大型バスを借りて、選手、応援団が山口県岩国市へ臨みます!

※中国・四国地域協議会ソフトボール大会※

令和6年4月13日(土)

試合会場 「サン・ビレッジ周東多目的グラウンド」(山口県岩国市)

尚、3月より週1日程度練習を行います。



### お知らせ

## 全国社会保険労務士会連合会 “社会保険労務士向け”・“関与先企業向け” 「使用者賠償責任保険制度」のご案内

(使用者賠償責任保険・雇用関連賠償責任保険)

関与先企業向け  
サイバーリスク保険 募集中!!

●従業員が業務上の事由または通勤途上のケガや病気により労災認定されたことに伴い、使用者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任を補償します。●労災認定を受けない場合であっても、セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛(それに起因する身体の障害を含みます。)または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

●お問い合わせ先(提携募集代理店):東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)公務広域法人部

〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング8F

・電話番号 フリーダイヤル 0120-015-466 IP電話からは03-3243-7025(受付:平日9時~17時)

・専用サイト <https://www.web-tac.co.jp/sharoushi/>

TAC 使用者賠償責任保険 で 検索

※保険の内容は、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)」のWEBサイトをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

【事務幹事代理店】有限会社エス・アール・サービス(TEL 03-6225-4873)

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

2022年12月作成 22-TC08299

## 新入会員紹介



【氏名】  
じんの こういち  
 神野 浩一  
 【支部】  
 中予支部  
 【年齢】  
 55歳  
 【開業/勤務/その他】  
 その他

- ① 社会保険労務士となった動機  
 次代を担う若い人たちが生き生きと働ける社会づくりに少しでも貢献できればと思い、労働法のプロを目指しました。長くかかってしまいましたがようやく昨年合格できました。
- ② 自己紹介  
 現職は国立大学法人事務職員です。財務会計や病院経営管理に長く携わってきました。趣味は高校野球観戦で、夏將軍松山商業を応援しています。また、日本史特に古代史が好きです。3人の子供たちはみな成人し、今は妻との週末プチ旅行も楽しみの一つです。
- ③ 今後の抱負  
 AIにはできない「対人支援」のプロになるべく、近い将来の開業に備え研鑽を続けたいと思います。今年取得したキャリアコンサルタント資格とも組み合わせて、若い人たちのために微力ながらお手伝いできれば幸いです。
- ④ 会への意見・要望  
 研修や勉強会等には積極的に参加させていただきたいと思っています。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしく願っています。

## 社労士推進月間 無料相談会を 実施しました！

令和5年10月29日(日)にフジグラン新居浜・フジグラン今治・フジグラン松山・イオンスタイル松山・オズメッセ21で、社労士推進月間無料相談会を実施し、20名の相談員が社会保険や労働問題など24件の相談に対応しました。



## 愛媛県特定最低賃金改正のお知らせ

	時間額	改正発効年月日
① パルプ、紙製造業最低賃金	1,006円	R05.12.25
② はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	997円	R05.12.25
③ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	987円	R05.12.25
④ 船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	1,015円	R05.12.25

(注) 上記の特定最低賃金には、適用除外の労働者と、①から③の産業には適用除外の業種が定められており、これらに該当する場合は、愛媛県最低賃金が適用されます。

詳しくは下記へ

### ◆愛媛労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/>

### ◆お問合せ先

愛媛労働局 賃金室 (電話 089-935-5205)

松山労働基準監督署(電話 089-917-5250) 又は、最寄りの労働基準監督署

愛媛県最低賃金

時間額 **897円**

改正発効年月日 R05.10.06

## 社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

### 社会保険労務士の義務と責任

#### 1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

#### 2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

#### 3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

#### 4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやくも信義にもとる行為をしてはならない。

#### 5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後守秘の責任をもたなければならない。

### 今後の行事予定

- 2/22(木) 社労士法制定55周年記念講演会  
(ANAクラウンプラザホテル松山)
- 2月～3月 倫理研修(eラーニング) ※対象者のみ
- 3/1(金) 新規入会者及び開業準備研修会 ※対象者のみ
- 3/15(金)・16(土)  
中国・四国地域協議会社会保険労務士研修会(高知)
- 3/23(土) 労働安全衛生管理研修会(伊方原子力発電所)
- 3/26(火) 総合労働相談所相談員研修会  
(松山市総合コミュニティセンター) ※対象者のみ

### 会員の動き

#### 〈個人会員〉

令和5年12月31日現在

	東予支部	中予支部	南予支部	合計
開業	67	153	25	245
法人の社員	9	25	3	37
勤務	10	39	4	53
その他	7	27	1	35
勤務・その他合計	17	66	5	88
合計	93	244	33	370

#### 〈法人会員数〉

区分	東予支部	中予支部	南予支部	合計
法人会員	8	17	2	27
上記の内、一人法人会員	4	6	0	10

### 編集後記

あけましておめでとうございます。皆様は年賀状をお出しになりましたでしょうか。昨今のSNSの普及により、年賀状を出さない方が激増しています。昭和24年に年賀はがきが発売されてから順調にその枚数を伸ばし、平成15年のピーク時には44.6億枚が発売されたそうですが、現在は16億枚にまで減少しています。

昔は、社員名簿や卒業アルバム等に住所が普通に掲載されていましたが、個人情報の取り扱いが厳しくなった現在では、簡単に住所を知ることができなくなったのも要因の一つです。

SNSの普及により、連絡を取りたいときにすぐ連絡がとれ、いつでも近況を知ることができるようになったため、「わざわざお金と手間をかけて年賀状を出す意味がない」と考えられるようになりました。

師走は、「忘年会と年賀状がなければ、さほど気ぜわしくも忙しくもない」と感じるようになったのは私だけでしょうか。(K)

発行所 愛媛県社会保険労務士会  
〒790-0813

愛媛県松山市萱町4丁目6番地3

電話 (089) 907-4864

ファクシミリ (089) 923-1133

銀行口座 伊予銀行松山駅前支店  
普通預金 1941628

URL <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail [ehime4@ehime-sr.or.jp](mailto:ehime4@ehime-sr.or.jp)

発行人 中井康策

編集人 総務委員会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号  
不二印刷株式会社